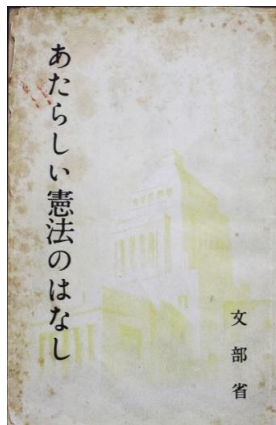




5月 皐月 【憲法月間について】



さて今回は、憲法月間ですので、現行憲法がいかにか当時の子どもたちに教えられていたのかの一端をご紹介します。左の写真は昭和21(1946)年11月に日本国憲法が公布されたことを契機に、当時の文部省が作成した冊子の表紙です。副読本として作成されました。翌年昭和23(1948)年度から新制中学校1年生用の教科書となり、昭和26(1951)年度まで使用されました。内容は、「みなさん、あたらしい憲法ができました。」と語りかけるところから始まります。そして、まず憲法とは何かと前文の考え方として民主主義・国際平和主義・主権在民主義を解説されています。

つづいて今年度のめざす子ども像の説明です。今回は下の3つです。

次期学習指導要領とのつながりも含めて説明します。



基礎・基本を大切に がんばる子

互いに学びあい、学びの土台を
しっかり身につけようとする子

次期学習指導要領では、基礎・基本の習得とは、正確に覚える。手順通りにできる。速くたくさん解ける。ということだけでなく、「なぜそうなるのか。」を説明できる。場面が変わっても使える。友達の考えと比べて修正できる。という意味でとらえています。

こつこつ努力する子

学校でも家庭でもこつこつ
取り組み、やり抜こうとする子

次期学習指導要領では、結果だけでなく、学びの過程も重視するという事です。毎日少しずつでも家庭学習に取り組む。学校で分からなくても投げ出さずにやり直す。注意されて改善しようとする。時間はかかるが最後までやり抜く。など自己調整力と深くかかわります。

ていねいにつたえる子

聞いて、考え、書いて、相手意
識をもって ていねいに伝え
ようとする子

次期学習指導要領では、聞くこと考えることは、相手の考えを受け止め、そこから自分の考えを深めることです。例として「あ、そういう見方もある」と考え直すことです。書くことは、考えを深める活動と直接つながります。つまり、学習中、相手の人に向ける姿勢そのもので主体的・対話的で深い学びの中心方略です。



日	曜	 行事	フッ化物	放まなび
1	金	個人懇談④（全員対象） 4年 自転車教室		
2	土			
3	日	憲法記念日		
4	月	みどりの日		
5	火	こどもの日		
6	水	振替休日		
7	木			
8	金	授業参観・懇談会 5年 山の家説明会 1515～		
9	土			
10	日	淀大橋右岸河川敷 水防訓練		
11	月	<集団登校・生活チェック週間-15日まで-> 銀行振替日(4・5月分) 視力検査(中)		
12	火	視力検査(低) 検尿1次 新体力テスト1日目		
13	水	視力検査(高) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー フッ化物洗口開始 検尿2次 新体力テスト2日目 ALT	○	
14	木	1年生を迎える会 ICT		
15	金	クラブ① 歯科健診		
16	土			
17	日			
18	月	地域委員会 1315～ 眼科検診 放課後まなび開講日		● 開講
19	火			
20	水	1年・2年 遠足(京都水族館) スクールソーシャルワーカー ALT	○	●
21	木	避難訓練(防犯) 児童集会		
22	金	スクールカウンセラー 教職員研修のため給食終了後下校		
23	土			
24	日			
25	月			●
26	火	四肢の検査(対象者のみ)		
27	水	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー ALT	○	●
28	木	5年 花背山の家 ICT		
29	金	5年 花背山の家		
30	土	5年 花背山の家		
31	日			

【6月・主な予定】 1日 5年生代休日

6日 休日参観 8日 休日参観代休日 9日 2年・4年・6年非行防止教室、低水位水泳学習開始(低学年)

12日 水泳学習開始 17日 4年 社会見学 23日 3年 社会見学

